

議案第 15 号

和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 25 年条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正
後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改
正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(従業者の員数) 第 152 条 (略) 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所 介護事業所（指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下 同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定 地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症 対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは介護 予防サービス条例第 6 条第 1 項に規定する併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う 事業所が併設される場合においては、当該併設さ れる事業所の生活相談員、 <u>栄養士若しくは管理栄 養士又は機能訓練指導員</u> については、当該指定地 域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士 若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当 該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認め られるときは、これを置かないことができる。 14～17 (略)	(従業者の員数) 第 152 条 (略) 2 前項 <u>第 1 号ア</u> の入所者の数は、前年度の平均値 とする。 <u>ただし、新規に指定を受ける場合は、推 定数による。</u> 3～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所 介護事業所（指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下 同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定 地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症 対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは介護 予防サービス条例第 6 条第 1 項に規定する併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う 事業所が併設される場合においては、当該併設さ れる事業所の生活相談員、 <u>栄養士又は機能訓練指 導員</u> については、当該指定地域密着型介護老人福 祉施設の生活相談員、 <u>栄養士若しくは管理栄養士 又は機能訓練指導員</u> により当該事業所の利用者の 処遇が適切に行われると認められるときは、これ を置かないことができる。 14～17 (略)

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年2月20日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正等に伴い、本条例について所要の改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。